

3 経営第823号
3 農振第713号
令和3年6月14日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省 経営局 農地政策課長
農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課長

遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に基づく遊休農地の解消に向けた措置については、遊休農地に関する措置の計画的な実施について（平成27年12月25日付け27経営第2479号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「遊休農地調査通知」という。）において、その実績等の報告を求めてきたところです。

また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進めるため、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。）を実施してきたところです。

今般、現場段階での負担軽減及び調査の効率化、地域の状況に応じた遊休農地の解消の目標設定、荒廃農地の発生防止・解消に必要な有効かつ持続的な荒廃農地対策の検討及び詳細な発生要因分析等に資するものとする観点から、調査内容の見直しを行うとともに、両調査を統合し一本化しました。

つきましては、下記事項に御留意し本調査の実施に御協力いただくとともに、貴管下農業委員会（農業委員会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」という。）に対して本調査の徹底をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、遊休農地調査通知は、廃止いたします。

記

1 調査に関する基本的な考え方

農業委員会等は、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意すること。また、本調査の実施に当たっては、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第3及び第4に留意すること。

2 記入事項

調査様式へは、次の事項に留意して記入すること。

(1) 様式1

遊休農地等（法第30条第1項に規定する利用状況調査（以下単に「利用状況調査」という。）により判定された法第32条第1項第1号の遊休農地（再生利用が可能な荒廃農地）、法第32条第1項第2号の遊休農地及び法第33条第1項に規定する

農地並びに再生利用が困難な農地（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）をいう。）を報告対象とし、1筆ごとに3の報告方法に従って報告するものとする。また、遊休農地等が遊休農地等でなくなった場合は、当年度の報告において解消等の確認の報告を行うものとし、翌年度の報告対象外とするとともに、翌年度の様式から行を削除する。様式から行を削除した農地の所在及び面積については、削除データとして管理するものとする。

前年度から継続して遊休農地等である場合は、前年度調査時に報告した「本年度の状況」の「調査年月」、「遊休農地（荒廃農地）の区分」及び「利用意向調査の発出状況」を当年度の様式1の「前年度の状況」欄へ記載する。

なお、令和3年度の報告は、様式の移行期間であるため、「前年度の状況」は空白とし、それ以外の箇所について記入するものとする。

ア 様式右上の欄は、調査年、都道府県名、市町村名及び農業委員会名を記入する。

イ 「通し番号」欄は、1から順に1筆ごとに付番する。遊休農地等でなくなったことにより行が削除された筆に付されていた番号については、以後欠番とし、新たに遊休農地等の判定を行った筆は、新たな通し番号を付する。

ウ 「旧市町村」欄は、昭和25年2月1日時点の市区町村名を記入する。

エ 「所在」欄は、当該農地の所在する地番を入力する。

オ 「地目」欄は、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を次から選択して記入する。

田：田

畑：畑

他：田・畑以外のもの（樹園地等）

カ 「他の地目」欄は、オで【他】を選択した場合に、農地台帳上の地目（現況の地目として農地台帳に登録されている地目）を記入する。

キ 「面積」欄は、農地台帳上の面積（現況の面積として農地台帳に登録されている面積）を記入する。前年度と比べて面積の増減があった場合は、現在の面積を記入する。

ク 「地域区分 農振法」欄は、当該農地が農業振興地域、農用地区域の該当の有無について次から選択して記入する。農業振興地域内に該当する場合は、1又は2を選択して記入する。

1：農用地区域内（農振青地）

2：農用地区域外（農振白地）

3：農業振興地域外

ケ 「農業地域類型区分」欄は、農林統計における農業地域類型の区分を次から選択して記入する（「農業地域類型区分」の記入は任意とするが、可能な限り記入する。）。

1：都市的地域

2：平地農業地域

3：中間農業地域

4：山間農業地域

コ 「調査年月」欄は、利用状況調査を実施した年月を記入する（年は西暦で記入する。以下同じ。）。

サ 「解消の確認」欄は、当該年度に遊休農地等でなくなった筆について、解消等の理由について次から選択して記入する。

- 1：営農再開（営農再開に向けた基盤整備等の実施を含む）
- 2：農地中間管理機構への貸付け
- 3：転用
- 4：非農地判断の結果、農地台帳から削除

シ 「遊休農地（荒廃農地）の区分」欄について

(ア) 「区分」欄は、遊休農地等の区分について、次から選択して記入する。

- 1：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のaの農地）
- 2：法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のbの農地）
- 3：法第32条第1項第2号の遊休農地（運用通知第3の1の(3)のイの農地）
- 4：法第33条第1項に規定する、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第78条各号に掲げる農地
- 5：再生利用が困難な農地（運用通知第3の1の(3)のウの農地）

なお、違反転用の農地については、違反事業者が意図的に当該農地に直接転用行為を実施しており、現況に戻すことが前提であることを踏まえ、報告の対象としない。

(イ) 「新旧の別」欄は、新たに発生したものであるかの別について、遊休農地等でなくなったことにより作成した削除データを参照し、次から選択して記入する。

- 1：新規発生（過去に実施した調査では発生が認められなかった農地について、新たに遊休農地等の発生が認められた場合で、削除データに記載されていないもの）
- 2：再発生（一度、耕作の放棄が解消された農地が再度遊休農地等となった場合で、削除データに記載されているもの）
- 3：継続（前年度調査から継続して遊休農地等の状態であることが認められた場合）

(ウ) 「現況1」欄及び「現況2」欄は、当該農地が遊休農地等になり得る現況について、該当する現況を次から選択して記入する。また、そのうち【7：その他】を選択した場合、「その他現況」欄に詳細を記入する。

- 1：傾斜地
- 2：不整形地
- 3：狭小地
- 4：湿田
- 5：囲繞地（接道がない）
- 6：連担が困難
- 7：その他（上記1～6以外の事由で遊休農地等になりうる現況を有する）
- 8：遊休農地等になりうる現況は有していない

(エ) 「発生場所の区分」欄は、当該農地が発生している場所について、次から選択して記入する。

- 1：山間（山の中の地域）

2：平地（起伏が極めて小さく、ほとんど平らで広く低い地域）

3：山麓（山と平地の境目、山のふもと）

4：崖地（急斜面の土地）

(ウ) 「基盤整備の予定」欄は、今後、当該農地へ基盤整備の実施が具体的に予定されているかについて、「○」又は「×」を記入する。

○：予定されている

×：予定されていない

(エ) 「区分整理年月」欄は、シの(ア)～(ウ)の判断を行った年月について記入する。

(オ) 「非農地通知発出（予定）日」欄は、サで【4：非農地判断の結果、農地台帳から削除】を選択した場合、非農地通知を発出した年月日について記入する。また、(ア)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、今後非農地通知を発出する予定の年月日について記入する。

(カ) 「非農地通知未了理由」欄は、(ア)で【5：再生利用困難な農地】を選択した場合、非農地通知を発出できていない理由について次から選択して記入する。そのうち、【4：その他】を選択した場合は、「その他非農地通知未了理由」欄に詳細を記入する。

1：非農地判断を行った場合には農地法に基づく規制の対象外となることから、周辺地域及び地域環境への影響を生じる可能性を考慮し、慎重に判断。

2：所有者等が意図的に農地を荒廃させ、非農地判断を求めることが懸念されるため非農地判断を行っていない。

3：現地確認が困難な農地で非農地判断が進まない。

4：その他

ス 「利用意向調査の発出状況」欄は、利用意向調査の状況について、次から選択して記入する。また、そのうち【7：意向調査発出済】を選択した場合、「発出年月」欄に利用意向調査を発出した年月を記入する。

1：措置継続中（農地中間管理機構との借受協議の継続中等）

2：意向調査の対象外（法第4条第1項又は第5条第1項に該当するもの）

3：意向調査の対象外（則第77条第1号に該当するもの）

4：意向調査の対象外（則第77条第2号に該当するもの）

5：所有者等が不明（公示済）（法第32条第3項の公示を行ったもの（法第33条第2項による準用を含む。））

6：所有者等が不明（公示未了）（法第32条第3項の公示を行っていないもの（法第33条第2項により準用する場合を含む。））

7：意向調査発出済（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施しているもの）

8：意向調査発出未了（法第32条第1項又は法第33条第1項に基づく利用意向調査を実施していないもの）

セ 「利用意向調査の結果」欄のうち、「利用意向調査の回答」欄は、調査年に発出した利用意向調査の回答について、次から選択して記入する。

なお、令和3年度の報告については、令和2年に発出した利用意向調査の回答について、「前年度の状況」の「昨年の利用意向調査の回答」欄に次から選択して記入する。

1：農地中間管理機構を利用

2：自ら賃借権等を設定

- 3：自ら耕作
- 4：その他（農業上の利用を行う意思がない旨記載があったものを除く）
- 5：農業上の利用を行う意思がない
- 6：未回答

ソ 「勧告の実施状況」欄は、法第36条第1項に規定する勧告の実施状況について、次から選択して記入する。

- 1：実施済
- 2：未実施
- 3：勧告撤回
- 4：対象外

タ 「農業委員会による指導・斡旋の有無」欄は、法第34条に規定する必要なあつせんその他農業上の利用関係の調整の実施について、次から選択して記入する。

- 1：実施
- 2：未実施

チ 「当該農地の現状」欄のうち、「区分」欄は、農地の状況について当てはまるものについて、次から選択して記入する。また、そのうちa6：【解消】その他の事由、b3：【継続】その他の事由、c3：【減少】その他の事由のいずれかを選択した場合、「その他の事由」欄に農地の状況について記入する。

- a1：【解消】 自ら耕作
- a2：【解消】 農地中間管理機構による中間保有
- a3：【解消】 農地中間管理機構による貸付け
- a4：【解消】 農地中間管理機構以外による貸付け
- a5：【解消】 基盤整備後営農再開
- a6：【解消】 その他の事由
- b1：【継続】 措置継続中（借受協議の継続中、利用意向調査の回答待ち等）
- b2：【継続】 農地中間管理機構の借受基準不適合
- b3：【継続】 その他の事由
- c1：【減少】 非農地判断
- c2：【減少】 転用
- c3：【減少】 その他の事由

「区分整理年月」欄は、【解消】又は【減少】の区分を選択した場合、区分に記入した農地の状況になった年月を記入し、【継続】の区分を選択した場合、記入した時点での年月を記入する。

ツ 「農地中間管理事業の利用希望の処理実績」欄は、セで【1：農地中間管理機構を利用】を選択した等の、所有者から農地中間管理事業を利用する意思表示があった場合、法第35条に規定する農地中間管理機構による協議の申入れの状況について、次から選択して記入する。

- 1：農地中間管理機構へ利用希望の通知済（法第35条第1項に基づき通知されたもの）
- 2：農地中間管理機構による協議申入れ済（法第35条第2項に基づき農地中間管理機構による協議申入れがされたもの）
- 3：協議後、農地中間管理機構が借受済（2による協議申入れ後、借受されたもの）
- 4：農地中間管理機構の借受基準に適合しない旨の通知発出済（法第35条第2項

ただし書に基づき農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨通知されたもの)

テ 「裁定の処理実績」欄は、法第37条又は法第41条に基づき、裁定申請が行われた場合の裁定による現在の状況について、次から選択して記入する。

- 1：裁定の申請済（法第37条）
- 2：裁定により農地中間管理権設定済（法第39条）
- 3：所有者等を確知できないときの裁定の申請済（法第41条第1項）
- 4：裁定により農地中間管理機構が利用権を取得（法第41条第2項）

(2) 様式2

様式2に記載のある調査対象及び調査要領を参照し、番号 [1] ~ [24] について回答する。調査要領を設けていない項目については、項目に記載されていることについて、回答を行うものとする。

3 報告方法

農業委員会等は、本調査の結果を別紙様式1及び別紙様式2に取りまとめた上で、毎年3月末時点での措置状況を4月末までに都道府県に報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、管内の農業委員会等の報告内容を取りまとめ、毎年5月末までに地方農政局等（北海道にあっては経営局農地政策課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に報告すること。地方農政局等は取りまとめの上、速やかに農林水産省経営局農地政策課へ提出するものとする。

4 遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等への指導

都道府県は、上記の報告の結果、遊休農地に関する措置を適切に実施していない農業委員会等が確認された場合には、当該農業委員会等に対し、早急に改善するよう、厳しく指導すること。

なお、国は、農業委員会等が遊休農地に関する措置を適切に実施していない場合には、

- (1) その農業委員会等の名称・実施状況・実施しない理由等の公表
- (2) 地方自治法に基づく是正の要求
- (3) 農業委員会交付金等の配分への反映

等を行う可能性があるため、農業委員会等はそのような事態を招かないよう、法に従って適切に事務を実行すること。

(様式1)

遊休農地(荒廃農地)の発生・解消状況に関する調査表(市町村用)

凡例 ...該当する欄に回答すべき項目がある場合回答を行う。(必須項目)
...該当する欄へ記入が可能な場合に記入を行う。(任意項目)

遊休農地(荒廃農地)の所在等を農地台帳に基づき一筆毎に記入(各調査年で新たに把握したものは加算)
※調査年の年度末時点(3月末時点)で取りまとめ

「翌年から削除」となった農地は、次年度報告において削除し、所在及び面積を削除済みデータとして整理する。

市町村・農業委員会用
調査年 ○○年
都道府県名 ●●県
市町村名 △△市
農業委員会名 △△農業委員会

Table with columns for '前年度(前年度)の状況' and '〇〇年度(本年度)の状況'. It includes sub-sections for '遊休農地(荒廃農地)の発生' and '遊休農地(荒廃農地)の解消'. The table is mostly empty with a '合計' row at the bottom.

様式2 ○○年利用状況調査等の実績

△△年3月末日時点

【調査対象】

- ・○○年に各農業委員会（農業委員会が設置されていない場合は市町村）が行った農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条第1項に基づく利用状況調査の状況
- ・様式1の内容に基づく補足事項及び遊休農地（荒廃農地）の増減理由
- ・農地法第42条第1項、第3項に基づく措置命令等の実績
- ・粗放的管理（利用）に関する取組の実績

【留意事項】

・項目における「**農業振興地域内**」とは、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。）内農地（いわゆる青地）のみならず、**農業振興地域内の全ての農地（いわゆる白地を含む。）**であることに留意してください。

【調査様式への記入方法等】

- ・調査様式の変更（セルの結合、列の追加・削除など）をしないでください。
- ・面積を記入する場合の単位は、すべて「**m²**」としますので、注意してください。
- ・**マイナスの値**が出ないようにしてください。
- ・ 及び の欄は**記入しないこと**。

【各調査事項の記入内容】

番号	項目	回答欄		調査要領
[1]	都道府県名			都道府県名を記入。
[2]	市町村名	市町村名	コード	市町村名及び総務省の全国地方公共団体コード（6ケタ）を記入。
[3]	農業委員会名			農業委員会名を記入。「□□農業委員会」※農業委員会が設置されていない市町村は、担当部局名を記入。
1 利用状況調査の実績				
番号	項目	面積 (m ²)	筆数	調査要領
[4]	管内農地面積			法第52条の2の農地台帳で管理している管内の農地の面積及び筆数を記入。なお、非農地判断を行った農地は含まれない。
[5]	うち農業振興地域内の面積			農業振興地域内の農地（いわゆる白地を含む。）の面積を記入。なお、非農地判断を行った農地は含まれない。
[6]	利用状況調査実施面積			○○年に法第30条第1項により実施した利用状況調査の面積を記入。
[7]	うち農業振興地域内の面積			
[8]	立入困難等外因的理由で調査できなかった面積			被災して農業利用ができなくなっている農地又は災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃するなど、立入困難のために利用状況調査が実施できなかった農地の面積を記入。なお、当該農地に関しては、進入路の復旧等により立入が可能となるまでの間、法第32条（利用意向調査）以降の遊休農地措置が留保されるものである。当該欄に数値がある場合は、[12]にその理由（理由ごとの面積及び筆数）を記入すること。
[9]	うち農業振興地域内の面積			
[10]	調査未了の面積			○○年に一度も現地の利用状況確認を行っていない面積。これについては、[4]～[9]を基に自動計算するため、記入不要。当該欄に数値がある場合は、[13]にその理由（理由ごとの面積及び筆数）を記入すること。
[11]	うち農業振興地域内の面積			
[12]	立入困難等外因的理由で調査できなかった面積がある場合、その理由（右欄に直接記入）			
[13]	利用状況調査未了の面積がある場合、その理由（右欄に直接記入）			

2 様式1の補足事項

[14]	利用意向調査が未実施の面積がある理由（右欄に直接記入）	
[15]	所有者不明の農地で公示を実施しない農地がある場合、その理由（右欄に直接記入）	
[16]	利用意向調査で未回答のものがある場合、そのうち明らかである理由（右欄に直接記入）	
[17]	勧告の対象となる農地があるにもかかわらず勧告を行わなかった理由（右欄に直接記入）	

3 遊休農地（荒廃農地）の増減理由について

[18]	1号遊休農地がこの1年間に増減した理由（右欄に直接記入）	
[19]	2号遊休農地がこの1年間に増減した理由（右欄に直接記入）	
[20]	再生利用が困難な農地がこの1年間に増減した理由（右欄に直接記入）	

4 措置命令等の実績

番号	項目	面積（㎡）	筆数	件数	調査要領
[21]	支障の除去等の措置を講ずべきことの措置命令				この1年間に、法第42条第1項に基づき、市町村長が支障の除去等の措置を講ずべきことを命じた面積、筆数及び件数
[22]	支障の除去等の措置の実績				この1年間に、法第42条第3項に基づき、市町村長が自らその支障の除去等の措置を講じた面積、筆数及び件数

5 粗放的管理（利用）に関する事項

番号	項目	回答欄	調査要領
[23]	粗放的管理（利用）の取組の有無		粗放的管理（利用）の取組を市町村内で実施又は予定している場合には「○」を記入してください。 ※粗放的管理（利用）とは地域の取決めや合意により、低コストな肥培管理が可能な作物等による農地利用をいう。
[24]	粗放的管理（利用）の取組（予定）面積		その実施又は予定している面積（㎡）を記入してください。